

大分県立高等学校における学校運営協議会の設置について

令和6年12月12日
高校教育課

1. 学校運営協議会について

①根拠：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項
「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。」

②設置状況（令和6年5月1日現在）

高等学校：全国 1, 195校、九州 88校 ※大分県は6校設置
《参考》小中学校：15, 743校、九州 2, 344校

2. 設置に向けた方針

- 地域の高校において、地域住民等の学校運営への参画の促進及び連携を強化し、学校、保護者、地域の住民等の協働による学校のさらなる魅力づくりを推進する。
- 令和7年度から順次、学校運営協議会の設置を進め、全ての地域の学校（大分市、別府市を除く）への設置を目指す。

3. 新規設置校

津久見高等学校、三重総合高等学校、日田林工高等学校

※一市一校かつ地元からの進学率が低いことや全国募集の導入等にあたって、地域との連携が急務。

4. 設置時期

令和7年4月1日

5. 関係規則

大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則第2条第1項
「教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者、地域の住民等の学校運営への参画並びにこれらの者による学校運営の支援及び協力を促進することにより、これらの者と学校との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに生徒、児童及び幼児の健全育成に取り組むという目的を達成するため、教育委員会の定めるところにより、協議会を置く。」

6. 期待される効果

- 組織的、継続的な体制の構築＝持続可能性
- 当事者意識、役割分担＝社会総掛かり
- 目標、ビジョンの共有＝地域との「協働」活動

7. 今後の予定

令和7年1月 設置意見書の提出（高校から県教委へ）

令和7年2月 第1回教育委員会 協議、第2回教育委員会 付議

令和7年4月 学校運営協議会設置